

前橋市教育委員会広告掲載要綱

（目的）

第1条 この要綱は、前橋市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が作成する印刷物等に広告を掲載し、又は市が所有し教育委員会が管理する財産に広告を掲示すること（以下「広告掲載」という。）に関し必要な事項を定め、もって、教育委員会の財源を確保するとともに、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、広告掲載とは、第3条の各号に掲げるそれぞれの広告媒体を有効に活用できる手法（広告枠の販売、広告付物品受入等）を用いて、民間企業等の広告を掲載・掲出等することをいう。

（広告の種類）

第3条 広告掲載は、次に掲げるもののうち、前橋市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が適当と認めるものについて行うものとする。

- (1) 教育委員会が作成する印刷物又は刊行物
- (2) 教育委員会がインターネット上に公開しているホームページ（以下「教育委員会ホームページ」という。）
- (3) 市が所有し教育委員会が管理する財産
- (4) その他広告掲載が可能と認められるもの

（広告の範囲）

第4条 広告掲載をすることができる広告は、教育委員会の公共団体としての品位、公共性及び公益性を妨げないものであって、市民に不利益を与えないもののうち、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令又は条例若しくは規則に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (2) 宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの
- (3) 特定の政党又は政治団体の利益となるもの
- (4) 公の秩序又は善良な風俗を損なうもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育長が適当でないと認めるもの

（申込者の範囲）

第5条 広告掲載の申込みをすることができる者の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 企業、個人の事業者又は商店街等の連合体
- (2) 公共的団体その他これに類するもの
- (3) その他教育長が適当と認めた者

（募集等）

第6条 教育長は、広告掲載の募集を行うときは、募集の期間その他必要な事項を、市ホームページ、広報まえばし等により周知するものとする。

2 広告掲載を希望する者は、前項の期間内に広告掲載申込書（様式第1号）に必要な書類を添えて、教育長に申し込むものとする。

（掲載の可否の決定）

第7条 教育長は、前条第2項の規定による申込みがあったときは、この要綱及びこの要綱に基づき定める基準により、広告掲載の可否を決定する。

2 教育長は、前項の規定により広告掲載の可否を決定したときは、広告掲載・不掲載決定通知書（様式第2号）により、当該広告掲載を希望する者に通知する。

3 広告掲載を可とする決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、市長と広告掲載に係る契約を締結するものとする。

（掲載料）

第8条 広告の掲載料（以下「掲載料」という。）の額は、当該広告の種類に応じ、別に定めるものとする。

2 広告主は、掲載料を指定された期日までに一括して納付しなければならない。ただし、教育長が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

3 既納の掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により、広告掲載をすることができなかつたときは、掲載料を還付することができる。

（広告主の責任）

第9条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 広告の原稿の作成に要する経費は、広告主の負担とする。

（掲載の決定の取消し）

第10条 教育長は、教育委員会の行政運営上支障があるとき、広告主が指定の期日までに広告の掲載料を納入しなかつたとき、その他広告掲載に係る契約の条項に違反したときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

（広告審査委員会）

第11条 広告内容に疑義がある場合等、広告掲載に関し必要な事項を審査するため、広告審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の委員長は教育次長を、委員は指導担当次長、総務課長及び教育委員会事務局の関係課長をもって充てる。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員

長の指名する委員が、その職務を代理する。

- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第 1 2 条 委員会の庶務は、教育委員会事務局総務課において処理する。

(その他)

第 1 3 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 7 年 2 月 1 0 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 1 0 月 1 3 日から施行する。